

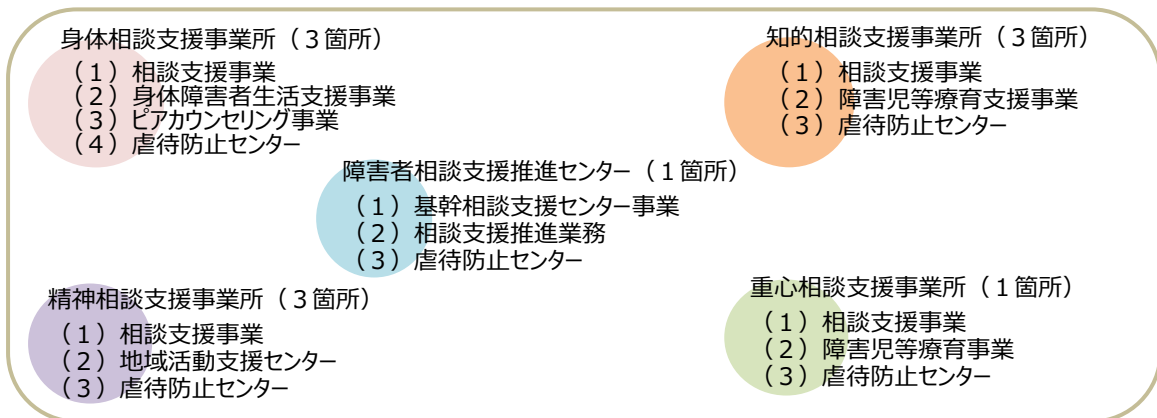
平成 29 年度障害者等相談支援事業について

1 実施概要

【目的】障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する諸般の問題について、障害者・障害児及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言、その他権利擁護のために必要な支援を行う。

【実施体制】例年どおり、基幹相談支援センターである障害者相談支援推進センターのほか、市内 10 事業所において業務を実施した。

各事業所の実施業務等は下記のとおりである。



2 相談支援事業の実績について

① 相談件数の推移

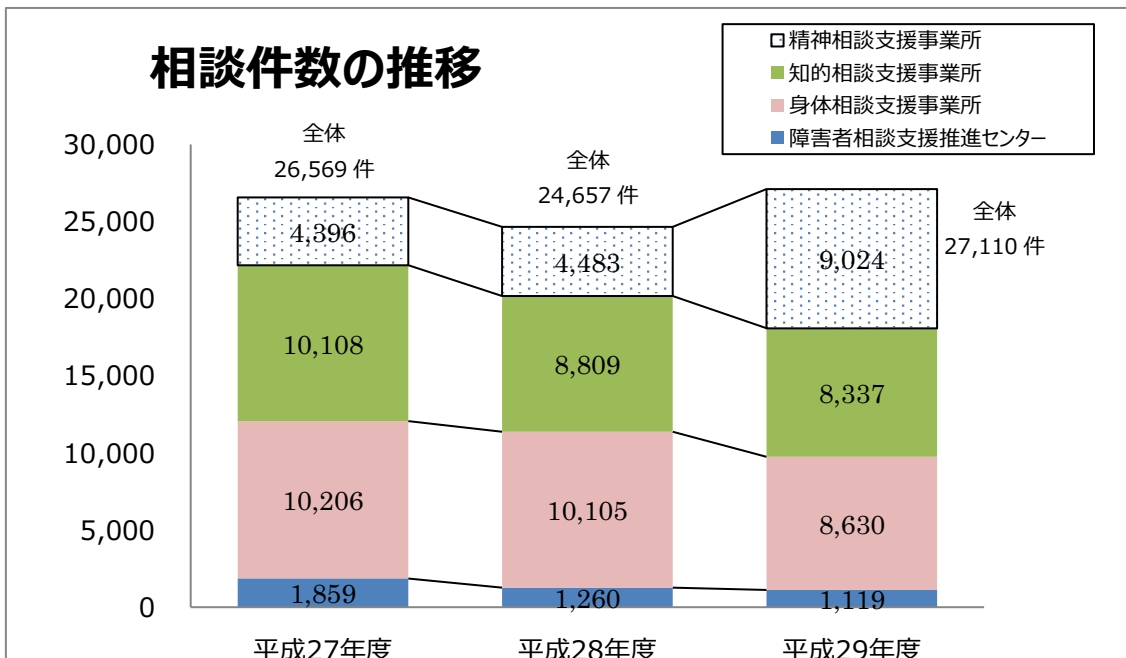


表 1 相談件数の推移

相談件数は前年度と比較して、2,453 件増加した。精神相談支援事業所の相談件数が 4,541 件と大幅に増加している。

② 相談実人数の推移

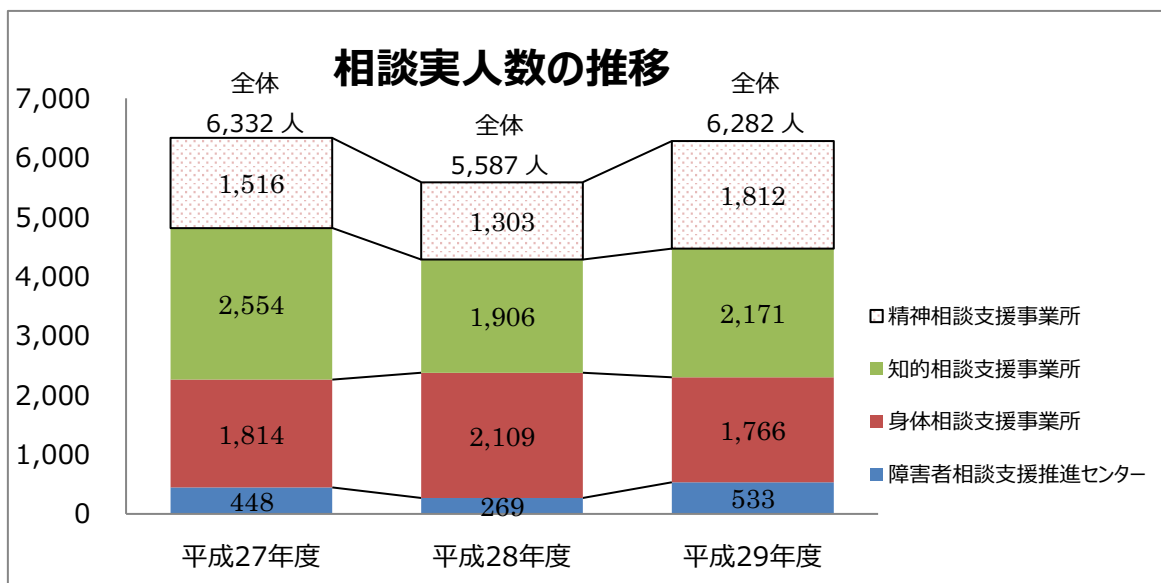


表2 相談実人数の推移

相談実人数は、精神相談支援事業所では509人増加、知的相談支援事業所では265人増加、基幹においても264人増加している。身体相談支援事業所では343人減少している。前年度と比較すると全体では、695人増加している。

③ 1人あたりの相談回数の推移

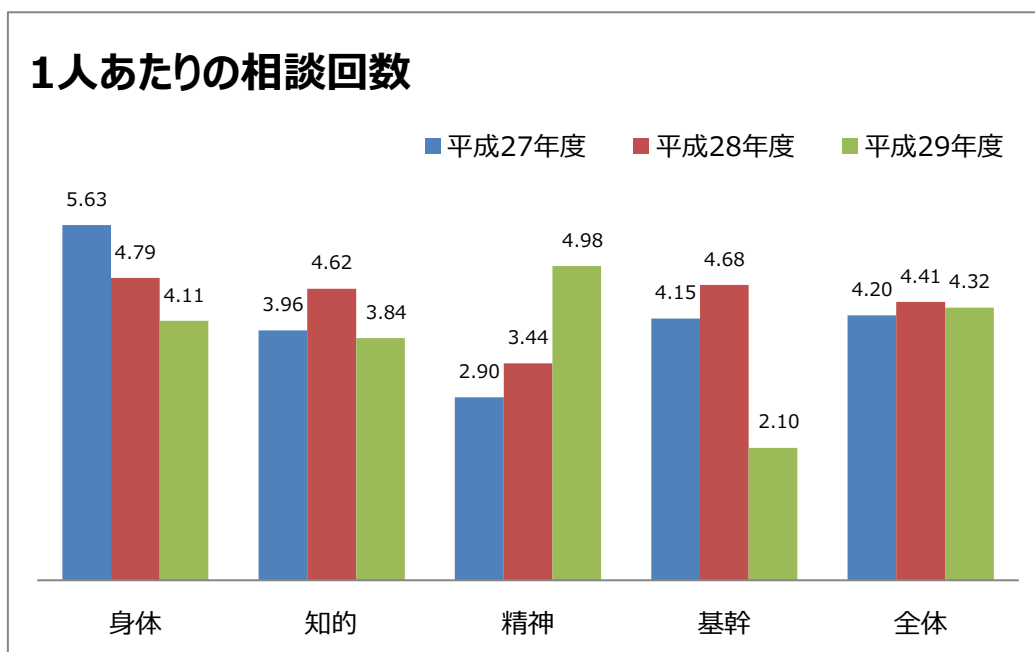


表3 1人あたりの相談回数の推移

全体では、1人あたりの相談回数は横ばいだが、障害種別で見ると、平成28年度に比べ回数が増加したのは精神相談支援事業所のみである。

④ 相談者の障がい種別

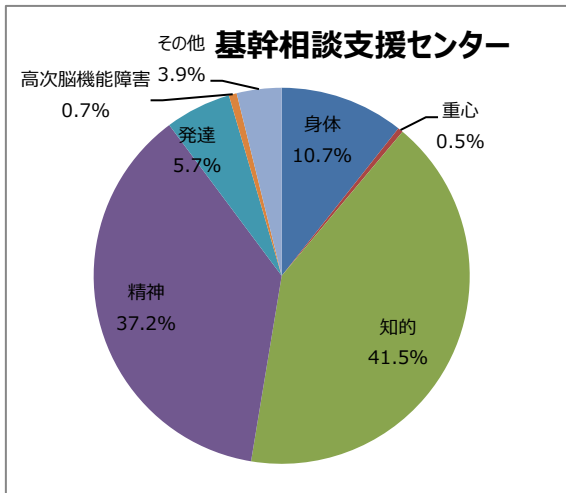


表 4 相談者の障がい種別 (基幹相談支援センター)

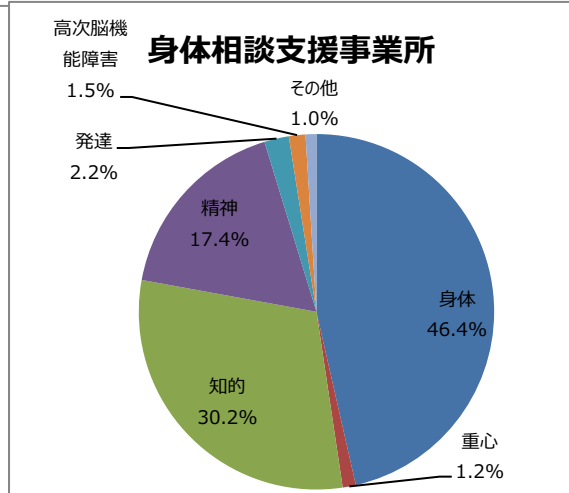


表 5 相談者の障がい種別 (身体相談支援事業所)

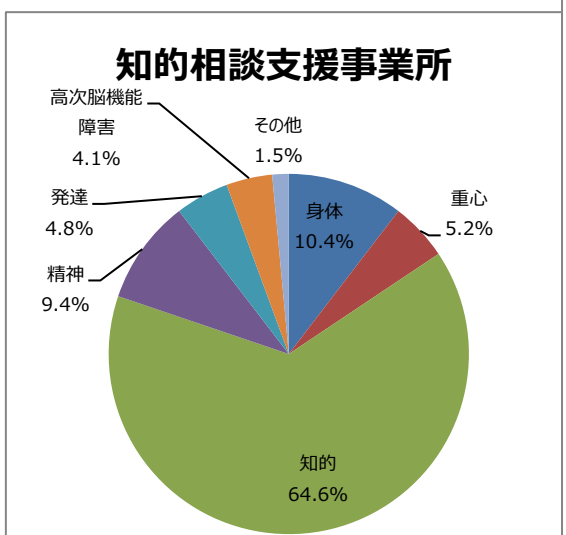


表 6 相談者の障がい種別 (知的相談支援事業所)

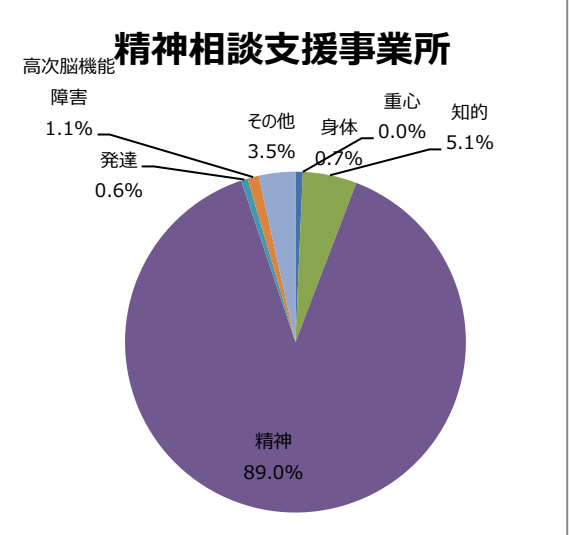


表 7 相談者の障がい種別 (精神相談支援事業所)

各事業所とも基本的にはそれぞれ専門とする障がい種別の相談者に対応しているが、表 5 に示すとおり、特に身体相談支援事業では、身体障がい以外の相談者で 53.6%を占めているほか、他の相談支援事業所においても障がい種別を問わず、相談者の対応にあたっていることが分かる。

⑤ 相談支援の対応方法

身体相談支援事業所		知的相談支援事業所	
① 電話相談	47.6%	① 関係機関への連絡・案内	48.2%
② 関係機関への連絡・案内	15.2%	② 電話相談	25.1%
③ 来所相談	11.5%	③ 訪問	10.1%
精神相談支援事業所		基幹相談支援センター	
① 電話相談	66.6%	① 電話相談	27.4%
② 来所相談	12.6%	② 関係機関への連絡・案内	26.0%
③ 関係機関への連絡・案内	10.9%	③ 個別支援会議	12.1%

表8 各相談支援事業所の対応方法上位3つ

身体・知的・基幹相談のいずれも「電話相談」と「関係機関への連絡・案内」が主な対応方法となっていて、精神も3番目に「関係機関への連絡・案内」が多い。上位3つの対応方法については、昨年度とほぼ同様の結果であり、日頃から関係機関との連携を重ねていることがうかがえる。

⑥ 主な相談内容

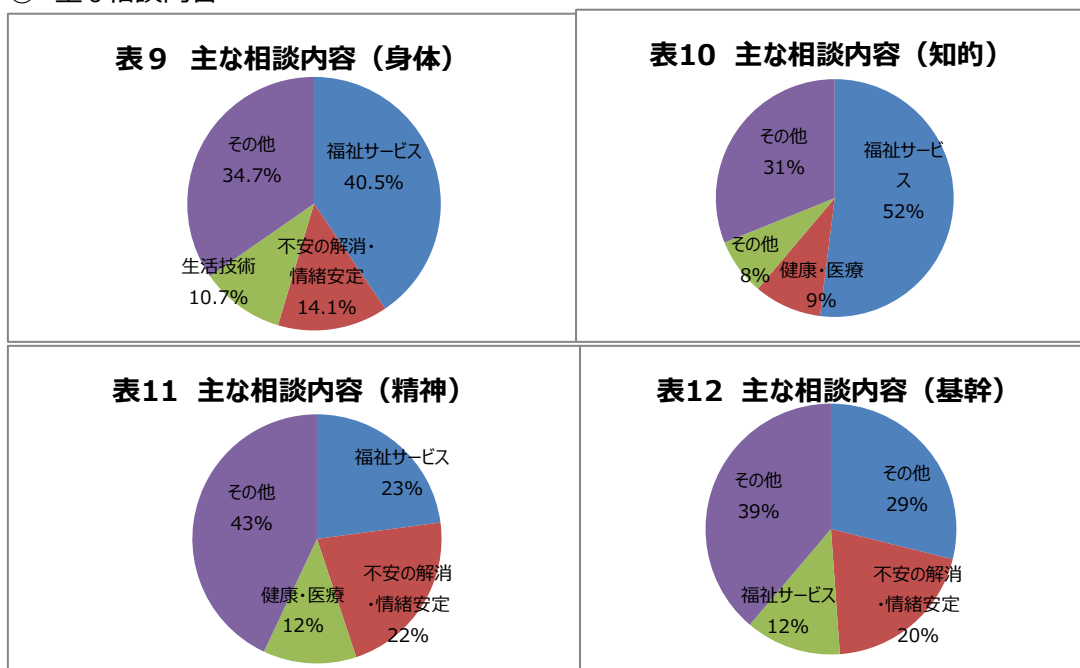


表9～12 相談支援事業所別主な相談内容上位3つ

身体・知的・精神の事業所においては「福祉サービス」が上位にあり、知的相談支援事業所では50%以上である。基幹では元々の選択項目である不安の解消・情緒安定、福祉サービス、健康・医療、家計・経済、家族関係・人間関係、就労、権利擁護、障害・病状の理解、生活技術、社会参加・余暇活動、保育・教育のいずれにも該当しない「その他」が一番多くなっている。

⑦ 相談支援事業全般についての各事業所で分析・課題等（報告書より抜粋）

傾向 1 困難事例について

・急な困難事例、入退院の調整への対応、多様化していく課題に時間を費やすことが多く、解決すべき手段や知識をより研磨していかなければならないと共に、家族支援の大切さと困難さを痛感している。

・触法ケースへの対応は、障害特性に相当する福祉サービスが得られず、社会の中での生きづらさに対して医療の判断を得ることになったが、福祉としての限界を考えざるを得ず、更なる幅広い対応策が必要ではないかと考えられた。

・福祉サービスに関する相談が大半を占めていたが、キーパーソンがいない家庭や触法に関する相談が増加した。1件の相談内容が複雑困難化しており、解決したケースが少なくなっているのが現状である。触法ケースについては、地域での理解が難しく、出所後の住居先の確保や福祉サービスなど、生活基盤を整えることが難しい状況となっている。解決困難な事例が増える中で、新規の相談にも応じる必要が出てきている。

・相談者数が減っているのに相談延べ件数が変わらないということは、一人にかけている件数（時間数）が多いということである。介護家族の高齢化、ケガや疾病、過労による介護離脱等介護による家族の疲弊等への対応に多くの時間を必要とした。

傾向 2 関係機関との連携について

・行政機関、病院や介護保険の地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携する機会も多く、他職種との連携の必要性と大切さを実感し、今後もより顔の見える関係性と連携の強化に努めていきたいと考える。

・地域包括主催のケアマネージャーの研修に参加したことで、地域包括やケアマネージャーから、支援に入っているご家庭で、全くサービスを利用せずに在宅で生活している障害者についての相談も入るようになった。ただ、ご本人にそれほどの困り感がない場合、介入していくことが難しい。

・他機関の協力を得ながら支援を行う必要が出てきている。相談員として、福祉サービスだけでなく、司法や権利擁護等の知識を得る必要があり、今後も研修などに参加することにより知識向上に努めていきたい。また、必要に応じて行政機関の協力を得ながら、困難事例の解決に努めていく。

・支援方法別内訳に表れているとおり、関係機関の件数が増え続けている。医療的ケアのある方に関しては訪問看護ステーションは勿論、主治医との連携が必須となるケースも増えている。